

平成30年7月豪雨災害に伴う緩和措置について（お知らせ）

平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事の円滑な執行を図るため、当面の期間において、下記の緩和措置を講じることとしたのでお知らせします。

記

平成30年7月豪雨に伴い、工事中止又は工事内容の変更が発生する等、技術者の継続配置が困難となった場合は、病気・退社等と同様にやむを得ない事由とし、技術者の途中交代を認めることとします。

※災害復旧工事・災害復旧工事以外の工事のいずれも対象とします。

※総合評価落札方式により発注した案件についても同様の扱いとします。